

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1409

(1/4)

日付	令和 7 年 5 月 19 日	支出額	150,000 円
項目	事務所費	充当額	135,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	政務活動事務所家賃		
備考			

2025/05/19 12:11

振込受付完了 | パワーダイレクト

SBI 新生銀行

振込受付完了

以下の内容で振込を受け付けました。

振込日	2025/05/19
振込依頼人名	スカ アキオ
金融機関	埼玉りそな銀行
支店 / 出張所	霞ヶ関支店
預金種目	普通
口座番号	0262233
お受取人名	カ) シュウタク
振込金額	150,000 円
手数料	110 円
キャッシュバック金額	110 円
出金金額合計	150,000 円

これは領収書ではありませんので、ご注意ください。

※「振込依頼人名」について

「振込状況照会・取消」画面の印刷ボタンから本画面を表示すると、お客さまが振込依頼人名を変更して振込された場合も、「振込依頼人名」には口座名義が表示されます。

振込先金融機関には変更後の振込依頼人名で振込されています。

振込依頼人名の確認についてはこちらを参照してください。

閉じる

Copyright © SBI Shinsei Bank, Limited. All rights reserved.

https://bk.web.sbihsnseibank.co.jp/print/transferComplete.html

1/1

政務活動費 領収書等貼付用紙

1409

(3/4)

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,500,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項

更新料の有無 (☐ 有 ・ ☒ 無)

更新料の金額	☐ 新賃料の	ヶ月分 ・ ☐	円
--------	-------------------------------	--------------------------------	---

特約条項

◆本契約は、転貸借契約です。別添の事項が追加条項となります。
◆貸室内エアコンは残置物扱いとするため、故障等の修繕及び交換において貸主は一切責を負わないものとします。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和5年6月24日

貸主

住所

埼玉県川越市市場新町14-2

氏名

株式会社秀拓
代表取締役 米原恭淳

電話番号

049 (233) 1103

借主

住所

氏名

須賀 昭夫

電話番号

080 (2568) 7260

連帯保証人

住所

氏名

電話番号

極度額

1,500,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

取引態様

☒ 貸主 ・ ☐ 代理

免許証番号

埼玉県知事(12)第 8359 号

事務所所在地

埼玉県川越市市場

商号

株式会社 秀拓

代表者等

米原 恭淳

登録番号

宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様

☐ 媒介 ・ ☐ 代理

免許証番号

事務所所在地

商号

代表者等

登録番号

宅地建物取引士

2 / 9 建物賃貸借契約書 61-1 事業用建物 / 普通賃貸借契約【連帯保証人型】
(公社)全日本不動産協会 '2212

61-1 事業用建物／普通賃貸借契約【連帯保証人型】

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	大丸屋		
所在地(住居表示)	埼玉県川越市連雀町14-5		
構 造 ・ 規 模	土・木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 他増築		
用 途	事務所		
契 約 面 積	1 階部分	約38 m ²	

(2) 使用目的

事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023 年 7 月 12 日 から	3 年 月間	
終期	2026 年 7 月 11 日 まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により 解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

(4) 賃料等

賃 料	月額	150,000 円	(内消費税等	円 ・ 税率 %)		
共益費(管理費)	月額	0 円	(内消費税等	0 円 ・ 税率 0 %)		
保証金(敷金)	0 円		賃料の ヶ月相当額			
保証金(敷金) の償却・敷引						
	円		円			
礼 金	0 円					
賃料等の 支払方法	支 払 時 期	翌月分を 毎月 末 日までに支払う				
	☒ 振込 ☐					
	振込先金融機関名・支店名	埼玉〇〇銀行〇〇支店	口座種別			
	口座番号	リガナ				
	振込手数料負担者	借主	持参先			

(5) 貸主

貸主	氏名	株式会社秀拓	電話	049 (233) 1103
	住所	埼玉県川越市の場新町14-2		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

1 / 9 建物賃貸借契約書 61-1.事業用建物／普通賃貸借契約【連帯保証人型】
(公社)全日本不動産協会 2212

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1432

(1/1)

日付	令和 7 年 5 月 20 日	支出額	121,000 円
項目	事務所費	充当額	108,900 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃借料 6 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

更新

賃貸借契約書

(物件名称)

川口本町リハイム 102号室

(契約期間)

令和5年11月4日 ~ 令和8年11月3日

(貸主名称)



様

(借主名称)

永瀬 秀樹

様



有限会社アーヴァンクリエイト
埼玉県川口市本町4-5-32フジタ川口マンション103号
Phone048-227-0008 Fax048-227-0005

賃貸借契約証書

記

貸主 [] (以下甲という)と借主 永瀬 秀樹 (以下乙という)との間で表記の賃貸借に関し、本日下記の通り契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件)

- 1 甲は、次の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。
所在地 埼玉県川口市本町4丁目8-12
物件名 川口本町リハイム
号室 102号 面積 38.58平方メートル (11.67坪)
構造 鉄骨鉄筋コンクリート陸屋根造 12階建
- 2 前項賃貸部分の位置形状は現状の通りとする。

第二条 (使用目的の制限)

- 1 乙は賃借部分を事務所の目的のみ使用するものとする。

第三条 (賃貸借の期間)

- 1 賃貸借の期間は令和5年11月4日より令和8年11月3日までの3年間とする。
- 2 賃貸借期間の満了後、この契約を更新するときは、乙は甲に対して新賃料の1ヶ月分を支払うことにより更新できることとする。

第四条 (賃貸料)

- 1 賃貸料は月額 金110,000円也とする。(別途消費税等あり)
- 2 乙は甲から賃貸借物件の引渡しを受けた日から賃料を支払うものとする。
- 3 賃貸料は先払いとし、乙は毎月末までに翌月分の賃貸料を下記の振込先に振込んで支払わなければならない。
但し、契約の始期または終期において、賃貸借の日数が1ヶ月に満たない月については1ヶ月30日として日割計算によるものとする。

<振込先>

口座名義人

第五条 (賃貸料の改定)

- 1 前条に規定する賃料は一般諸物価の変動、近傍建物賃貸料及び経済情勢の変化、公租公課の増減、その他相当の事由があるときは甲乙協議の上、新賃貸料に改定することができる。

第六条 (敷金)

- 1 乙は敷金として金330,000円也を本契約と同時に甲に対して支払う。
- 2 敷金には利息をつけない。
- 3 乙は敷金をもって賃貸料の支払いに代えることはできない。但し、賃貸借物件に明渡しがあった場合において、賃貸料もしくは経費の不払い及び損害金があるときは、

令和 5 年 7 月 3 日

貸主

氏名

住所

電話

借主

氏名

住所

電話

連帯保証人氏名

住所

電話

仲介業者

住所

代表者

電話

免許

取引士

有限会社 アーヴァンクリエ

〒332-0012 埼玉県川口市本

フジタ川口

代表取締役 和久井 誠

048-227-0008

埼玉県知事 (3) 第22120号

2

103号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1433

(1/1)

日付	令和 7 年 5 月 20 日	支出額	22,000 円
項目	事務所費	充当額	19,800 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代 6 月分		
備考			

支払証明書あり

理由



賃貸借契約書

川口1丁目パーキング

永瀬 秀樹 殿

トータルホーム 赤羽店

自動車保管場所賃貸借契約書（月極め）

賃貸人 [REDACTED] を甲とし、賃借人 永瀬 秀樹 を乙として
次の条項により自動車保管場所として一時使用のための賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、次に表示の自動車保管場所を乙に賃貸し、乙は、その所有する自動車の駐車のため一時使用する。

所在地 川口市川口1-4-6 地内
名称 川口1丁目パーキング
駐車区画 [REDACTED]
ナンバー

第2条 賃貸借期間は、初日から起算とし、2019年5月1日から
2020年4月末日までの1年間とする。

第3条 賃料は1台当たり月額21,600円（税込）とし、毎月末日までに
翌月分を下記口座へ振り込みするものとする。（本体価格：月額20,000円）
※消費税に変動があった場合は税率に応じ自動的に改定する。

- [REDACTED]
- 2、乙は本契約締結のときに、敷金として賃料の1ヵ月分を無利息で預託するものとする。なお本契約を解除し、乙が債務なく明け渡した時、甲は、敷金全額を返却するものとする。
 - 3、乙が、万一1ヵ月分たりとも滞納した場合は、敷金の有無に拘わらず、甲は何等の催告を要せず本契約を解除し、乙は、即時無条件にて明け渡すものとする。
 - 4、この契約による賃料は、その時の経済情勢の変動、付近の駐車賃料の高騰及びその他の事情を考慮して改定することができる。

上記契約の証しとして、本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持する。

平成 31年 4月 25日

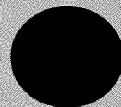
甲

甲代理人

所在地 東京都北区赤羽1-10-4 マスカタビル3階
名称 株式会社 トータルホーム
電話 03 (3598) 9234



乙 住所 埼玉県川口市本町1-6-10
氏名 永瀬 秀樹
電話 (048) 223-6050



勤務先

所在地

会社名

電話

その他緊急連絡先



2019年8月8日

埼玉県川口市川口1丁目4-6地内
川口1丁目パーキング ご契約者様各位

消費税率変更に伴うご利用条件変更のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は弊社管理月極駐車場をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり2019年10月1日より消費税率が変更となります。これに伴い、皆様にご利用いただいております駐車場のご利用条件につきましても下記のとおり変更となりますので、ご案内申し上げます。

敬具

1. ご利用条件の変更

今般の、消費税率変更分を現行のご利用条件に加算させていただきます。

(※賃貸借契約書 第3条参照)

2. 変更後ご利用条件

項目		現行ご利用条件	変更後ご利用条件
月額料金	本体額	20,000円	20,000円
	消費税額	1,600円	2,000円
	合計額	21,600円	22,000円

3. 本件ご案内に関するお問い合わせ先

〒115-0045

東京都北区赤羽1丁目10-4 マスカタビル3階

株式会社トータルホーム 赤羽店

TEL 03-3598-9233

※お問い合わせの際は

「駐車場名・駐車区画番号・お客様のお名前(名称)」をお申し出ください。

以上

賃貸借契約更新書

物件	川口1丁目パーキング	駐車区画	
所在地	埼玉県川口市川口1丁目4-6地内		
契約者	永瀬 秀樹		

上記物件につき既に締結済みの契約を、下記条項を変更の上継続することに合意する。

旧 契 約 内 容		新 契 約 内 容	
旧契約期間		新契約期間	
2024年5月1日	から	2025年5月1日	から
2025年4月30日	まで	2026年4月30日	まで
月 額	22,000 円	月 額	22,000 円
内訳 家賃	20,000 円	内訳 家賃	20,000 円
消費税	2,000 円	共益費	2,000 円
合計	22,000 円	合計	22,000 円

【追記事項】

注意事項 今回締結以外の条項につきましては、今までの契約書及び旧更新書がそのまま適用されますので、破棄せずに当更新書と共に保存してください。

2025 年 5 月 12 日

貸 主	住 所	埼玉県川口市金山町17-12千葉ビル1階 (有限会社千葉 代理人)
	氏 名	株式会社 トータルホーム 代表取締役 田中利明
借 主	住 所	埼玉県川口市本町1-6-10
	氏 名	永瀬 秀樹
	電話番号	048-223-6050
緊急連絡先	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
媒介業者	東京都北区赤羽1-10-14 株式会社 トータルホーム 3F 国土交通大臣 (4)	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1434

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 20 日	支出額	193,600 円
項目	事務所費	充当額	174,240 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃、共益費、駐車場代 6 月分		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED]
取扱店 48305	お取引日 07-05-20	時刻 11:30
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥193,600	手数料 ¥0
お取引後の残高(円) *****		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済

お振込明細またはご案内

お受取人 埼玉りそな銀行
狭山支店
普通 3518568
サヤマフトウサソ(カ様)
登録番号 0003
ヒカッシャマトオルセイムカットウシムシヨ様

ご依頼人 電話番号 [REDACTED]
取扱番号 200010

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

事業用建物賃貸借契約書

貸主 聖和商行 株式会社 (以下「甲」という。)と、借主 東山 徹 (以下「乙」という。)と連帯保証人 (以下「丙」という。)とは、事業用建物賃貸借契約 (以下「本契約」という。)に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

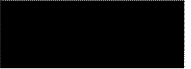
(A) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	北野第2ビル 3階		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県狭山市富士見1-14-11 (地 番) 埼玉県狭山市富士見1丁目6512番地7 (家屋番号) 6512番7		
	種 類	事務所		
	構造・規模	鉄骨造陸屋根4階建		
	契約面積	建物: 95.3㎡ (約28.8坪)		
	使用目的	事務所		
	物件の所有者	(住所) 神奈川県横浜市長北区大倉山1-28-11 大倉山702 (名称) 聖和商行株式会社		貸 主 (住所) 神奈川県横浜市長北区大倉山1-28-11 大倉山702 (名称) 聖和商行株式会社
(B) 賃貸借条件	賃 料	月額 金 150,000円 (外消費税) 金15,000円	礼 金	金300,000円 (外消費税80,000円)
	共 益 費	月額 金10,000円 (外消費税)	敷 金	金150,000円
	更新料	新賃料の0.5ヶ月分	保 証 金	
	更新事務手数料	新賃料の0.5ヶ月分 (消費税別)	償 却	
	敷金の返還時期	物件明渡し日より3ヶ月以内		
	火災等保険料	乙にて借家人賠償責任付き火災保険に加入するものとする。(証券の写しを甲へ提出するものとする)		
	その他使用料	無		
	契約期間	令和 6年 3月 1日から令和 11年 2月 末日まで	5年間	
	引 渡 日	令和 6年 3月 1日	賃料発生日	令和 6年 3月 1日
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の中入れをした日から3ヶ月の経過をもって発生する		
(C) 保証	貸料等の支払方法	以下の名義人の預金口座に振込により支払うものとする <振込口座> 金 融 機 関 口 座 種 類 名 義 人		
	支 払 期 限	①翌月分を毎月末日までに支払う ②振込み手数料は乙の負担とする		
	連 帯 保 証 人	家 賃 債 務 保 証 会 社		
	連帯保証人 極度額	家賃債務保証会社 社名		
	特約事項がある場合については別途特約条項欄に記載するとおりとする。			

特約事項

- 1 乙が本物件を引渡時の現況から標記（A）の使用目的に供するにあたり、必要となる届出・許認可・用途変更及び甲が承認した本物件の躯体や付属設備の変更・撤去・増設にかかる工事については、すべて乙の費用負担にて行うものとする。なお、甲はこれらの届出・許認可、工事等に協力するものとする。また、乙はこれらの届出・許認可、工事等により、必要な期間について、賃料の免除・減額を請求することはできない。
- 2 引き渡した時点で残置してある、造作、什器、備品、エアコン等（以下「残置物」という）についての維持、管理、修繕、取替え等については、乙が為すものとする。なお、乙は残置物について瑕疵を主張できないものとする。
- 3 契約期間中の電球、蛍光灯、給水パッキン等の軽微な修繕は借主の負担とする。

本契約の締結を証する為本書2通を作成し甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと甲乙各1通を保有する。

令和 6 年 2 月 28 日

貸 主・甲	借 主・乙
〒222-0037 横浜市港北区大倉山1丁目28番11-702号 聖和商行株式会社 代表取締役 北 野 敦 也	 東 山 徹
	連帯保証人・丙
	 
印	

媒介業者		
[取引態様]「貸借」／媒介・代理・	[取引態様]「貸借」／媒介・代理・	[取引態様]「貸借」／媒介・代理・
[免許証番号] 埼玉県知事（12）第 8534 号	[免許証番号] 埼玉県知事（6）第 19372 号	[免許証番号]
[免許年月日] 令和 4 年 5 月 17 日	[免許年月日] 令和 3 年 7 月 13 日	[免許年月日]
[主たる事務所] 埼玉県狭山市祇園 2-13	[主たる事務所] 埼玉県入間市豊岡 1-1-22	[主たる事務所]
[商号又は名称] 狭山不動産株式会社	[商号又は名称] 株式会社ハウスネット	[商号又は名称]
[代表者の氏名] 代表取締役 	[代表者の氏名] 代表取締役 	[代表者の氏名]
[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]
[登録番号] 	[登録番号] 	[登録番号] 知事・第 号
(宅地建物取引士) 	(宅地建物取引士) 	印
業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園 2-13 狭山不動産株式会社 電話 04 (2958) 0077	業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園 1-13 株式会社ハウスネット 電話 04 (2956) 5500	業務に従事する事務所所在地

【普通】建物賃貸借契約約款（事業用）

第1条（契約期間）

本契約の契約期間は、(B)に記載された契約期間とします。

第2条（使用目的）

乙は、本物件を(A)に記載された事業目的・用途のために使用するものとし、他の目的・用途にて使用してはならないものとします。

第3条（賃料および共益費等の支払い）

- 乙は、(B)の賃料、床料、駐車場賃料、その敷料金（以下、「賃料等」といいます。）を(A)に記載された甲が指定する支払方法（別途締結する保証委託契約・支払委託契約等により支払方法が定められている場合には、その方法）にて、支払期日までに支払います。
- 1ヶ月未満の賃料等の支払いについては、(B)に記載された賃料計算により算出します。
- 日割計算による賃料等の支払いについては、月額賃料等×入居日数÷(B)に記載された日割計算の日数＝日割金額により算出します。
- 賃料等の支払時に要する口座振替および振込の手数料は、乙の負担とします。

第4条（礼金・権利金）

乙は、本契約の締結時までに、(B)の礼金または権利金（以下、「礼金等」といいます。）を甲に支払うものとします。ただし、乙は本契約締結後は、甲に対し礼金等の返還を求めすることはできないものとします。

第5条（敷金・保証金）

- 乙は、本契約から生じる一切の債務の担保として、本契約の締結時までに、(B)の敷金または保証金（以下、「敷金等」といいます。）を甲に交付します。ただし、敷金等は利息を付さないものとします。また、乙は賃料等が増額された場合、増額に見合う敷金等を不足分を甲に差し入れなければならないものとします。
- 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金等をその債務の弁済に充てることができるものとします。この場合、乙は甲より充分の通知を受けたときから7日以内に敷金等の不足額を甲に交付しなければならぬものとします。なお、乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金等をもって賃料、共益費その他の債務との相殺または充て済を請求することができないものとします。
- 甲は、本物件の修繕・修繕後、乙が差し入れた敷金等から来ない賃料等その他本契約に基く乙が負担すべき負担を差し引き、その残額を返金または返還します。ただし、明渡し時の乙の修繕債務に相当する費用負担に相当する残額が不足している等、乙が負担すべき債務の額が確定していない場合には、確定後に返還します。なお、返還に要する費用（振込手数料等）は、乙が負担します。
- 乙は、差し入れた敷金等の返還請求権を第三者に譲渡し、あるいは担保に供することはできないものとします。

第6条（駐車場等）

- 乙は、敷地内の駐車場等（バイク置場および自転車置場を含みます。以下同様です。）を使用する場合、(B)の賃料を支払い、甲の指定する位置に、甲の承認を得た車両のみを駐車します。
- 乙は、契約期間中に車両の変更を行う場合、事前に甲に対して通知し、書面により承認を得なければなりません。
- 甲は、天災地変・火災・爆発・衝突・盗難・第三者による損害等、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害が生じた場合、一切その責を負いません。
- 乙は、放棄または過失により本物件の敷地または(1)駐車場等の車両に損害を与えた場合、直ちにその損害を甲またはその所有者に賠償します。
- 乙は、「保管物使用承諾書」を必要とする場合、甲に発行を依頼するものとし、甲は、これに応じるものとします。
- 甲または乙は、駐車場等のみを解約する場合、第19条および第20条と同様の手続きを行います。
- 甲および乙は、別途駐車場契約または規約等がある場合、その定めによるものとします。

第7条（損害賠償等の加入義務）

- 乙は、本契約期間中、火災、漏水等の事故に遭い、自己の負担にて他人賠償責任保険および甲が指定する保険を備えた保険に加入します。
- 乙は、本契約を更新する場合、前項に定める保険等についても、自己の負担において、更新または再加入します。

第8条（付帯設備）

- 本物件の付帯設備は、別紙に記載の通りとします。
- 甲は、乙に対して、前項の付帯設備を現状有姿で引き渡すものとし、乙は、経年劣化または使用に伴う経年劣化・キズ・汚れ等があることを予め了承します。

第9条（乙の管理注意義務）

- 乙は、善良なる管理者の注意義務（以下、「管理注意義務」といいます。）をもって本物件および付帯設備を保全し、使用します。
- 乙は、本物件について定められた規則等がある場合、これを遵守します。
- 乙（店主・実業主等の関係者を含む）が放棄・過失または管理注意義務に違反して、甲または第三者に損害をもたらしたときは、乙の責任において甲または当該第三者にその損害を賠償するものとします。

第10条（届出または通知事項）

- 乙は、本物件の引渡し後14日以内に、入居時における本物件内の建物または設備に存する汚損・破損等、甲の指定する方法にて報告するものとします。
- 退去時において本物件内に存する汚損・破損等のうち、前項の報告に含まれていなかったものについては、乙の入居中に発生したものと推定されるものとします。なお、乙が入居時に前項の報告を行わなかったときは、退去時において本物件内に存する汚損・破損等は、いづれも乙の入居中に発生したものと推定されるものとします。
- 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を甲に届出または通知します。
 - 本物件を1ヶ月以上の長期間にわたり使用しないとき
 - 乙の住所、所在地、代表者、事業目的、主要業主等の重要な事項または、表面【明渡し】に記述した連絡先に変更が生じたとき
 - 乙が合併・事業譲渡・会社分割等を行うとき、ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第11条第2号の定めに従うものとします。

- 通常保証人（以下、「丙」といいます。）の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、勤務先その他に変更が生じたとき
- 乙または丙について、死亡・後見開始・後見終了の審判または破産・民事再生、会社更生もしくは特別清算等の事由が生じたとき
- 本物件の建物または設備を、汚損・破損もしくは滅失させたとき、または破損等のおそれが生じ修繕・修繕を要するとき

第11条（禁止事項）

乙は、本物件および付帯設備の使用について、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- 甲の書面による承諾を得ることなく、(A)に記載された事業目的・用途を定意をすること
- 甲の承諾なしに賃借権の譲渡、転貸または使用貸借等を行うこと
- 本物件および付帯設備に基づく、他の権利について、担保に供すること
- 本物件内に居住し、または第三者を居住または宿泊（仮宿）させること
- 付帯設備を本物件以外の場所に持ち出すこと
- 甲の承諾なしに、本物件の増築、改築、修繕、修繕その他の工作物の取付、改築、工作を伴う修繕等により現状の変更をすること
- 本物件内に引火、爆発、爆発、腐蝕、臭気、騒音のおそれのある物品等を持ち込み、または使用すること
- 甲の承諾なしに、火、端等の移動（臨時であっても明らかに近隣に迷惑を及ぼす恐れのない動物を除きます。）を持ち込み、または飼育すること
- 違法もしくは公序良俗に反する賭博・販売活動もしくは振り込み詐欺等の特殊詐欺を行い、またはその拠点とすること
- 飲酒、刀剣類または爆発性、毒性を有する危険な物品等を製造または保管すること
- 危険物、麻薬、危険ドラッグ（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する特定薬剤）等、興奮剤、幻覚剤、麻酔等の作用を人の精神に及ぼすおそれのある物を製造、販売、使用、所持すること
- 危険行為、賭博、暴行の発生その他の近隣の迷惑および共同生活を妨げる行為や衛生害となる行為
- 本物件を、自ら暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、団体、組織もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、これらを総して「反社会的勢力」といいます。）の事務所、その他の活動拠点として使用し、もしくは第三者をして反社会的勢力の活動拠点として使用させること
- 本物件内および共用部分に、反社会的勢力であることを通知させる名称、看板等を掲げることを
- 本物件に反社会的勢力を発生させ、または反社会的勢力を立ち入らせること
- 本物件および本物件の近隣において、犯罪、組織等の行為をなして、近隣者および他の入居者、管理者に不安感、被害等を生ずる行為をなすこと
- 別紙に定められた禁煙等がある場合、これに違反すること

第12条（修繕義務と費用負担範囲）

- 甲は、第2項に定めるものを除き、乙が本物件の使用および収益をするために必要な修繕・修繕を行うものとします。ただし、乙の故意・過失、蓄意または故意・過失、その使用上の使用方法を超えるような使用による損耗等、乙の責めにより必要となった修繕・修繕については、乙の費用負担とします。
- 乙は、前項の規定にかかわらず、入居期間中における自然損耗・経年劣化または通常損耗等であっても、次の各号に定める修繕については、甲の承認を得ることなく自ら費用負担において修繕を行うものとし、甲は、次の各号に定める修繕については、修繕を免除するものとします。
 - 物件の電気配線、配線、配線、照明器具、スイッチ、コンセント等の付属品の修繕
 - 電気、配線、配線等の消耗品の交換
 - 本物件内の乙所有の設備、設備に付する修繕
 - バス・トイレ・洗面・台等の排水の詰まり、水漏れ、カビ等、その清掃・手入れを怠った結果生じた設備の修理・修繕、修繕（パッキン）の交換
 - (A)記載の鍵を紛失した場合は交換および複製費用
 - その他、付帯設備等の軽微な修繕
- 甲は、第1項の定めにより修繕を行う場合、予め乙に通知するものとし、乙は正当な理由がない限り、甲が行う修繕について同意し、協力する義務を負い、これを拒否することはできません。この場合、乙が当該修繕の要請を拒否したことにより、乙に損害が生じたときは、甲はその責を負わないものとします。
- 乙は、本物件が修繕を要するときは、遅やかに甲に通知するとともに、甲の指示に従わなければならない。この通知を怠り、または遅延したことによって、建物または付帯設備等に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の全部を賠償しなければならない。
- 乙が前項の通知を行った後、相当期間を経過しても甲が修繕を行わない場合、乙は、修繕箇所、修繕の必要性および修繕見積金額を書面により甲に通知し、甲から承諾を得たときは、自ら必要な修繕を行うことができます。ただし、急迫な事情があるときは、甲の承諾を要しないものとします。
- 本物件にかかる電気、ガス、水道の使用料金、汚物処理費用、町会費等の費用については、乙または入居者の負担とします。

第13条（修繕等）

- 乙は、本物件の修繕等について次の各号に該当する場合、予め甲の書面による承諾を得るものとします。
 - 本物件の修繕等を設置するとき
 - 電気、ガス、給排水等の設備の容量等に影響を及ぼす施設、機械器具等を新設取付または変更するとき
- 乙は、前項の規定に従い修繕等を設置した場合、当該修繕等の買取請求を甲に対して行うことができないものとします。

第14条（賃料等の改定）

- 甲または乙は、本契約期間内においても、協議の上、賃料等の改定をすることができます。
- 甲または乙は、公租公課、物価の変動等により、(B)の賃料等が不当になった場合、前項の規定にかかわらず、相手方に対して賃料等の増額または減額を請求することができます。

第15条（一部滅失等による賃料の減額等）

- 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、甲および乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。
- 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借をした目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができます。ただし、それが乙の責めに帰する事由の場合、乙の責任において甲に与えた損害を賠償するものとします。

天災、地盤、その他甲の責めに歸することのできない事由により、本物件の通常の使用が不能となり、本契約の目的が達成できない場合、または、都市計画等により本物件が収用、使用制限され、本契約を維持することができなくなった場合は、本契約は当然に終了します。また、甲が前条に規定した権利について、甲は甲の責めに帰さないものとします。

1. 甲および乙が、相手方に対し、本契約第19条第1項および第4項に定める期限までに本契約を更新しない旨の書面による通知を行わなかった場合、本契約は(注)の更新料、更新事務手数料を支払い、貸渡期間満了日の翌日から開始条件で更新し以後も同様とする。

2. 本契約が更新(前項の更新および他借借戻日の法定更新を含む。)された場合、乙は、本契約が更新される日までに、甲に対し更新料として、(注)の更新料を支払います。

1. 甲は、乙が貨料等の支払を怠ったときは、相当の期間をもって催告し、その期間内に乙が履行しないときは、本契約を解除すること乙ができる。
2. 乙が、次の各号のいずれかに該当し、かつ甲乙間の債権関係が損なわれたと認められるときは、甲は何らの催告によらず、直ちに本契約を解除することができます。

- (1) 入居に必要または契約書への履行配給その他不正な方法により本契約を締結したことが判明したとき
 - (2) 賃料等の支払遅延が2ヶ月以上連続したとき
 - (3) 乙が住居の引渡しまたは手続に遅延し、かつ賠償金を受けたとき
 - (4) 乙が本契約の履行に必要または契約書に定められた事項に照する法的手続きの進行に遅延があらわれたとき
 - (5) 隣近、隣地の発生その他の公衆衛生、風紀を乱す等の近隣の迷惑となる行為、または環境および共同生活の秩序、平穏等を乱害する行為を反復したとき
 - (6) 本契約の各条項の規定に反したとき、または別当規定に反し利用等がある場合、これらに該当する行為が2回以上あるとき
- 第3条 甲は乙が前項第2条の各号について、四号の條の侵害から甲に対して賃料等の支払いが求められても、乙はこれと理由に賠償の有効性を主張することができず、甲は各号の定めに従い、本契約を解除することができます。
- 第4条 甲または乙の一方が前項第2条の各号に該当する行為をした場合には、その相手方に対して、乙または甲が要求する限り、直ちに本契約を解除することができます。
- 第5条 本契約第2条の各号の表明保証に反する行為が判明したとき
- (1) 本契約締結後に、自らまたは第三者（親戚、知人、親戚、執行役またはこれらに準する者）が反社会的行為の目的に該当したとき
 - (2) 本物件またはその敷地を、もしくはその借賃増徴目的の発生を目的とする行為を行ったとき
- 第6条 乙が、乙の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、直ちに本契約を解除することができる。
- 第7条 第1条第9号から第11号までに掲げる行為を行ったとき
- (1) 前条第1条第3号を適用し、次のいずれかの行為を行ったとき
 - ① 甲に対する暴力の行使または要求行為
 - ② 甲に対する法的な責任を認めないまたは不当な要求行為
 - ③ 甲に対する法的な責任を認め、又はは暴力を用いる行為
 - ④ 賠償を拒否し、賠償または慰謝金を用いてその補償を拒否し、または甲の被害を妨害する行為
- 第8条 乙が①から④に準する行為

[illegible]

1. 乙は、解約・解除・期間満了等により本契約が終了したことを、直ちに本物件を引継ぎます。
2. 乙は、本物件の引渡しに際し、次の各号に定める事項を行います。
3. 乙は本物件内に搬入したすべての物品、金銭、文書、記録、設備、動植物等の増減
4. 乙は本物件を変更した箇所および物件に生じた劣化等の損滅、または損滅箇所の修繕
5. 本物件内または共用部分の清掃およびゴミ、汚物等の処理
6. 乙が使用した本物件金庫の鍵類等の精算
7. 『借約』互に規定された賠償責任
8. その他取引遂行に必要な全ての措置

- [illegible]

1. 甲または甲が指定した者は、本物件の保守、保念、防火、防犯等の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができます。なお、の場合、乙は正当な理由がある場合を除き、立ち入りを拒否することができないものとします。

2. 甲または甲が指定した者は、火災、地震、潮水、ガス漏れ、被爆等の緊急事態発生またはその可能性があるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることができ、その場合、甲は、立ち入り後その旨を速やかに乙に報告しなければならないものとします。

[illegible]

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当することを停止条項とし、本契約の履行の申出に
ては會費を徴する権限とし、本物件の戻しに關する一切の權限を丙に委任する。
(1) 乙が前月の支払を々々月以上滞りし、または度々延滞を繰り返し、甲が相当期間
定めぬ催告をしたにもかかわらず未だ滞りしとき
(2) 乙が甲への届出せずして所定年限となり、を々月以上経過したとき
(3) 乙が死または破産その他事由により本契約の履行が困難になったとき
2. 丙は、本契約が破産する限り、前項の委任は破産の事由がでずである。

第22条第7項に基づき、【補記】に記載する家賃債務保証業者の提供する保証を利用する場合には、家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲および乙は、本契約締結と同時に当該保証を利用するために必要な手続を取るものとする。

1. 乙は、本契約が生じる金銭債務（貸料等）の支払ひを遅延した場合、甲に対し、
1.4%の割合（年）に上る遅延損害金を支払ふものとします。ただし、別途適用する
14条に規定したものは支払ひ遅延等契約等に遅延損害金の定めがある場合は、その定めによ
るとのものとします。

2. 乙は、本契約から生じる金銭債務（貸料等）の支払ひを遅延したことにより、甲は
乙が所定した電報に基き、メール、文書または訪問等により督促を受け付け場合に
最低1回につき手数料として金3,000円（別途消費税等）を甲に支払ふものとす

1. 甲および乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号につき、表明し得るものとする。

(1) 自分が反社会的勢力ではないこと。および契約締結以降に反社会的勢力に属したこと

(2) 自分が役員が反社会的勢力ではないこと

(3) 反社会的勢力の者を利用して不当な行為を継続するものでないこと

(4) 自らまたは第三者を利用して不当な行為を行わないこと

(5) 自己の手当に関する資金的な優遇は効力を有しないこと

(6) 優待又は優遇を用いて相手の業態を妨害し、または信用を毀損する行為をしないこと

1. 甲および乙は、一契約により知り得る相手方の秘密事項を正当な理由なく漏らし、これに適用してはならないものとします。
2. 甲および乙は、個人情報の保護に関する法令およびその他の規制を遵守し、個人データの適正な保護を確保する責を負うものとします。
3. 甲および乙は、本契約の締結の事前により相手方本人の同意を得ることなく利用目的を定め、個人データを個人情報として個人情報取扱に扱ひ、また個人情報をデータベース等に加工してはならないものとします。ただし、次に掲げる場合には限り適用が不要とされます。
- (1) 法律に基づき許容される場合
- (2) 本人の生命、財産または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることと当該保護の間に重大な利益の衝突があると認められる場合
- (3) 公益の達成の目的上または公益の増進の推進のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることと当該公益の間に重大な利益の衝突があると認められる場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することとして個人資料を利用する必要がある場合に必要と認めるとき

【概記】Cに記載する費用のほか、本契約により生じる費用に対する消費税等について、法令改正等により消費税等の税率が変更された場合、税率の変更に合わせて自動的に算するものとします。

事件に於ては、本契約に関する訴訟の提起等、裁判上の手続をせしめようとするときは、
 原告の所在地を管轄する裁判所や第一審の専断的合意管轄裁判所とする。

本契約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲と乙との協議を経て協定調整します。

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地	狹山市富士見1丁目14番11号 名称（北野第2ビル駐車場）内 XXXXXXXXXX
車種及びナンバー及び色	
賃料総額	毎月金8,800円也×2台（うち、消費税額800円×2台）
敷金・保証金	金 — 円也（無利息の約定）
備考	礼金として 金 — 円也

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は令和6年4月1日より令和11年2月末日迄
向う5ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要があれば当事者合議の上本契約を更新
することも出来る。（期間満了で契約を終了する場合は解約通告をすることとする。）
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日迄に翌月分を乙は甲方に振込みにて支払うこと。
（振込手数料は乙負担とする）
万一、壹カ月なりとも滞納せる場合は、理由のいかんを問わず、甲は乙に何等の催告も
要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入りを妨げ
ないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にし
てはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則（駐車場契約書第1条から第12条(特約を含
む)の各条文)に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 乙が、次の各号の一に該当したときは、貸主は、何らの催告を要せず本賃貸借契約を
解除することができ、乙はただちに自動車を移動し、かつ、残留品を撤去し、本件土地
を原状に復して貸主に返還するものとする。
①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力
（以下「暴力団等反社会勢力」という。）であると認められるとき。
②乙が法人の場合、その代表者、実質的経営権を有する者が暴力団等反社会勢力である
ことが判明したとき。
③本件土地を暴力団等反社会勢力に使用させ、またはこれらの者を反復して出入りさせ
たとき。
④本件土地その他本件土地の周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕
監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等の犯罪を行
ったとき。
⑤本件土地その他本件土地の周辺において、暴力団等反社会勢力の威力を背景に粗野な
態度、言動によって、他の利用者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
- 第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されてい
る物件・車の部品等・車両以外の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣
の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発
生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第 9 条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

第 10 条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は 1 ヶ月前に互に通知し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第 11 条 乙使用の駐車敷地内のゴミ、タバコの吸ガラ、空カン等については乙が清掃するものとする。又、乙使用の駐車敷地内に無断駐車がある場合には乙にて対応すること。

第 12 条 契約満了又は契約解除によりこの契約が終了後、なお借主の車両が本駐車場に駐車してある時は、貸主の適宜の方法で撤去できるものとし借主は何ら異議を申さない。但し、その費用は借主の負担とする。

特約条項 (契約書に追加、又は訂正した事項)

① 賃料振込先：(振込手数料借主負担)

② 乙よりの駐車場のみの解約は月末締め単位とし、日割り精算はしないものとする。
(解約通告日の翌末日が契約終了日となる。)

③ 甲の都合により、契約を解除することになった場合は第 1 条記載の契約期間の残余の有無に拘わらず、甲の通知日より 1 カ月後には無条件で明け渡すものとする。

④ 契約更新時には更新事務手数料として、新賃料の 0.5 カ月相当額 (消費税別) を媒介業者へ支払うものとする。

⑤ 契約期間は北野第 2 ビル 3 階と同一期間とする。(賃貸室を解約の際は同時に駐車場も解約となる。)

⑥ 駐車場内番号変更時には事務手数料として、1,000 円 (消費税別)・保管場所使用承諾証明書発行時には、事務手数料として、2,000 円 (消費税別) を媒介業者へ支払うものとする。

この契約の証として、本契約書を 2 通作成し甲乙双方共記名捺印して各 1 通を所持する。

令和 6 年 3 月 14 日

〒222-0037	
住 所	横浜市港北区大倉山 1-28-11-702 号
貸 主 (甲)	
氏 名	聖和商行株式会社
	代表取締役 北野 敦也
住 所	
借 主 (乙)	
フリカナ	
氏 名	東山 徹
自宅 TEL ()	勤務先 TEL ()

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 会員

住 所 埼玉県狭山市祇園 2 番 13 号

商 号 狭山不動産株式会社

代表者 代表取締役 伊藤 寛

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 会員

住 所 埼玉県狭山市祇園 1 番 3 号

商 号 株式会社ハウスネット

代表者 代表取締役 新井 靖

TEL 04-2956-5500

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1435

(1/1)

日付	令和 7 年 5 月 20 日	支出額	9,179 円
項目	事務所費	充当額	7,343 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	駐車場利用料 6 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

契約番号

Park Direct 利用管理契約書

乙および丙は、Park Direct 利用管理契約条項に同意し、下記内容の駐車場および管理について Park Direct 利用管理契約を締結する。

賃借人（乙）について

氏名	保谷 武
住所	
電話番号	

Park Direct 運営事業者（丙）について

名称	株式会社ニーリー
住所	〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-9-8 人形町PREX 7F

駐車場利用について

名称	矢作駐車場		
所在地			
指定区画		利用期間	2025/02/01～2026/01/31
車種	ジムニー	ナンバー	-
月額使用料※1	9,179円 (税込)		
更新情報	1年更新	更新費用※2	9,179円 (税込)

※1 月額使用料は、毎月お支払いいただく駐車場使用料の総額です。
※2 更新費用は、更新情報に記載の更新時に別途お支払いいただく費用の総額です。

Park Direct利用管理について

契約期間		賃貸借契約の始期から解約日まで	
月額管理料※1	679円 (税込)	管理更新料※2	679円 (税込)

※1 月額使用料に含まれます。
※2 更新費用に含まれます。

契約に関する備考

-

Park Direct利用管理契約条項

乙及び丙は、以下のとおり、Park Direct利用管理契約（以下、「本利用管理契約」）を締結する。

第1条（Park Direct利用管理契約）

1. 乙及び丙は、乙を賃借人、丙を駐車場の利用管理事業者（駐車場の賃貸人（以下、「甲」）又は甲の代理（又は管理会社）より委託を受け、乙が利用する駐車場の管理業務の一部を行う者）として、本利用管理契約を締結する。
2. 乙は、本利用管理契約と併せて、本件に伴い甲と締結する駐車場の賃貸借契約書（以下、「本件賃貸借契約」）記載の内容に合意し、遵守するものとする。
3. 乙は、表記の駐車場（以下、「本駐車場」）の契約時請求費用、月額使用料、更新手数料その他本件賃貸借契約に関連して生じる費用・違約金など（以下「賃貸借関連費用等」）の支払い、契約中の各種手続き、問い合わせ等は丙に行うものとし、丙は迅速に対応する。
4. 本件賃貸借契約の条項と本利用管理契約の条項との間に齟齬が生じた場合は、本利用管理契約の定めを優先するものとする。

第2条（契約期間）

1. 本利用管理契約の契約期間は、本利用管理契約締結日から、本件賃貸借契約の終了日（解除・解約による場合も含む。）までとする。但し、甲または甲の代理（または管理会社）から丙に対する本駐車場の管理業務の委託が終了した場合、本利用管理契約は終了する。
2. 前項の契約期間にかかわらず、契約期間満了後も本利用管理契約から生じた債務がある場合は、引き続き乙は本利用管理契約上の債務を負う。

第3条（利用管理料）

1. 乙は、本件賃貸借契約締結時に表記の初回管理料を表記の契約時請求費用に含める形で、次条で規定する支払方法で丙に支払うものとする。
2. 乙は、前項初回管理料の他、表記の月額管理料を表記の月額使用料に含める形で第一項と同様の方法で丙に支払うものとする。なお、月額管理料においては、日割り精算はしないものとする。
3. 乙は、第一項、第二項の他、表記の管理更新費用を第一項と同様の方法で丙に支払うものとする。
4. 前各項に定める管理料及び管理更新費用については、その支払後に本利用管理契約の解除又は解約等を含むいかなる事情があった場合でも、返還されないものとする。
5. 契約期間中に消費税率の変動があった場合、乙は、変動のあった日より当然に新消費税率が適用され、以降の支払いについても新消費税率で計算された消費税額にて支払うことを予め承諾する。

第4条（支払方法について）

1. 乙は、賃貸借関連費用等を丙が定めた支払方法に従い、以下の期限までに丙に支払うものとする。
 - (1) 「契約時請求費用」：契約締結日又は賃貸借期間始期の前日まで
 - (2) 「月額使用料」：決済手段に依る
 - クレジットカード：翌月分を毎月20日
 - 銀行振込：翌月分を毎月20日まで
 - 口座振替：翌月分を毎月27日
 - (3) 「更新手数料」：更新確定日に通知される支払日
 - (4) 「保管場所使用承諾証明書発行手数料等」：申請日当日～3営業日以内

- (5) その他の費用・違約金等：丙が別途定める期限まで
2. 第一項の支払手段が銀行振込の場合、振込手数料は乙が負担するものとする。
 3. 第一項の支払手段が口座引落の場合、別途指定の引き落とし手数料を乙が負担するものとする。
 4. 丙は、甲又は甲の代理（又は管理会社）から付与された代理受領権限に基づき乙から費用の支払いを受けるとし、乙が甲又は甲の代理（又は管理会社）に対して負担する本件賃貸借契約に基づく賃貸借関連費用等の支払債務は、丙の定める方法により乙から丙に支払われた時点で履行が完了したものである。
 5. 乙が、賃貸借関連費用等の債務（延滞利息を除く。）について支払期日を経過してもなお支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.6%の割合（年365日の日割換算）で計算した額を延滞利息として丙に支払うものとする。また、支払期日経過後の支払いに伴う必要な手数料は、乙が負担するものとする。
 6. 乙が本利用管理契約から生じる金銭債務（月額使用料等）の支払いを遅延した後にその支払いをした場合は、丙は月額使用料より優先して充当するものとし、その後の充当額の順位については丙にて決定するものとする。
 7. 乙は、丙又は丙が別途定める保証委託契約書記載の保証会社（以下、「保証会社」）に対して、本件賃貸借契約に関連して保証を委託する。乙が本件賃貸借契約に定める賃料、更新手数料その他の費用（契約終了時における明渡しの遅滞に起因する損害金を含む。）を支払わない場合、丙が別途定める「クライアント向け利用規約」に従って、丙又は保証会社が当該未払金の立替払いを行う場合がある。この場合、丙又は保証会社は、当該立替金について乙に対して求償権を有し、乙が甲又は甲の代理（又は管理会社）に対して本件賃貸借契約に基づく乙の債務を担保する目的で差し入れている敷金・保証金等があれば、丙又は保証会社の当該立替金請求権に当該敷金・保証金等が充当されることについて予め乙は承諾する。
 8. 乙の都合による解除・解約に伴い、又はその他乙に起因する事情により、丙から乙に賃貸借関連費用等の返金が生じる場合、返金のための手数料は乙負担とする。

第5条（各種手続き及び問合せ）

乙は、本駐車場の利用に伴う各種手続き（個人情報の変更、支払方法の変更、車両変更、保管場所使用承諾証明書の発行、解約申請など）や問合せは、Park DirectのWebページ又はPark Directお客様サポートセンターにおいて所定の方法で行うものとする。

第6条（利用管理対象について）

丙は、甲又は甲の代理（又は管理会社）と締結するPark Direct利用申込書に基づき、甲又は甲の代理（又は管理会社）から委託を受けた管理業務を行うものとする。

第7条（乙の通知義務）

1. 乙は、本駐車場を1ヶ月以上不在にする場合は、丙に対して、不在期間中の連絡先電話番号、連絡先住所等を事前に通知しなければならない。また、乙は、本件賃貸借契約を解約する意思のある場合は、本件賃貸借契約の規定に定める期日までに丙にその旨を通知しなければならない。
2. 乙は、丙に対して、本件賃貸借契約にかかる申告内容に関し、次の各号に規定する通知義務を負う。
 - (1) 乙は、乙及び緊急連絡先各自の住所・電話番号(携帯電話番号を含む。)・メールアドレス等、又は勤務先の名称・住所・電話番号の変更があった場合、直ちにその旨、並びに当該変更後の名称及び住所・電話番号・メールアドレス等を通知しなければならない。
 - (2) 乙は、乙の緊急連絡先への連絡が不可能又は困難となる場合、これに代わる丙の承認する新たな緊急連絡先を通知しなければならない。
 - (3) 乙が前二項の通知を怠った為に、丙又は丙の提携先からの通知が到達しなかったときは、通常当該通知が到達すべき時期に到達したものとみなす。

- (4) 乙は、月額使用料等の支払いを拒絶する正当な理由があると考えるときは、当該月額使用料等の支払期日の14日以上前に、その旨を丙に対し、書面又は電子メールにより通知しなくてはならない。

第8条（本駐車場利用に伴う取り決め）

本駐車場の利用に関する内容は、甲乙間で締結した本件賃貸借契約の条項に従うものとする。

第9条（放置車両等対応）

1. 理由の如何にかかわらず本件賃貸借契約が終了した後、乙又は本駐車場利用者が乙の契約区画内から車両その他の動産・残置物の移動を行わない場合、放置車両等(車両その他の動産・残置物を対象とする。以下同じ。)とみなし、丙は、次項に定める対応を行うものとする。乙は当該対応を丙が行うことについて予め同意する。
2. 前項に定める丙が行う対応は以下のものとする。
 - (1) 放置車両等に関する調査（車内調査を含む）
 - (2) 放置車両等の移動及び一時保管
 - (3) 上記各号に付帯する業務
3. 丙は乙に通知する方法又は本駐車場内に掲示する方法によって、放置車両等を移動することを乙又は車両の所有者若しくは使用者に要請できるものとする。
4. 乙は、放置車両等によって甲若しくは甲の代理又は丙に生じた一切の損害・費用（逸失利益及び弁護士費用等の対応費用を含むが、これに限られない。）について賠償の責任を負う。

第10条（免責要件）

1. 乙が保有する情報の損失、遅延、誤送、又は第三者による情報の改竄等により発生した損害、乙が本サービスを利用し、又は利用できないことによって被った損害（ソフトウェア、ハードウェア上の事故、コンピュータウイルスによる汚染、データの滅失・毀損等の一切の損害・不利益等）について、丙は丙に故意又は重大な過失がある場合を除き、それに対する一切の責任を負わない。
2. 乙からの問合せ等がインターネット上の不具合・事故等により丙に着信しなかった場合、丙はそれに対する一切の責任を負わない。
3. 本サービスの利用に起因する乙と第三者間の一切の紛争については、乙の責任において処理及び解決するものとし、丙はかかる紛争について何ら責任を負わない。
4. 丙は本件賃貸借契約の当事者となるものではなく、本件賃貸借契約に関する甲又は甲の代理（又は管理会社）及び他の駐車場利用者、他のユーザーその他の第三者とのトラブルについては一切の責任を負わない。
5. 本駐車場内外において、乙又は乙の同伴する者に、事故・怪我・盗難その他丙の責に帰すべからざる事由により損害が生じた場合でも、丙は一切責任を負わない。
6. その他、本サービスを利用したことにより乙が損害を被った場合であっても、丙は一切責任を負わない。
7. 前各項の規定は、本利用管理契約に消費者契約法の適用がある場合はこの限りでない。消費者契約法の適用その他の理由により、丙が乙に対して損害賠償責任を負う場合において、丙の賠償責任は、損害の事由が生じた時点から遡って過去3ヶ月の期間に乙から現実に受領した月額管理料の総額を上限とする。

第11条（反社会的勢力との関係の禁止）

1. 乙又は丙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 乙又は丙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
 3. 乙又は丙は、前二項の表明に反している可能性が合理的に疑われる場合で、相手方が調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。
 4. 乙又は丙は、第一項及び第二項の表明に反して、相手方が暴力団員等あるいは第一項各号及び第二項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本利用管理契約に関連する一切の契約を解除することができ、相手方はこれになんら異議を申し立てないものとする。なお、この場合、相手方は、期限の利益を喪失し、直ちに乙又は丙に対する債務の弁済を行うものとする。

第12条（個人情報の取り扱いについて）

本サイトにおける個人情報の取り扱いについては、別途定めるプライバシーポリシーによるものとし、乙はこれに同意する。プライバシーポリシーの内容は、以下のリンクのとおりとする。

https://www.park-direct.jp/privacy_policy

第13条（協議事項）

乙及び丙は、本利用管理契約に定めのない事項及び本利用管理契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し解決する。

第14条（準拠法と管轄裁判所について）

本利用管理契約の準拠法は日本法とし、本利用管理契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1436

(1/1)

日付	令和 7 年 5 月 20 日	支出額	220,000 円
項目	事務所費	充当額	198,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃 5 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

貸主 〇〇〇〇株式会社（以下「甲」という）と借主 森 伊久廣
下乙、というは、事業用運転貸付諸契約（以下「本契約」という）を、行商する「事業用運転貸付発給約款」に基づいて、
この条件で締結し、また甲と借主伊久廣（以下「丙」という）は、同契約約款のとおり丙
が債務について連帯保証契約を締結した。

会 社	本町貸与事務所		1 課	
所 在 地	(仮称) 速出市本町386番地5 (仮称住所) 埼玉県速出市本町3-12			
業 種	事務所	事業部名	386号館	
界 域	大宮		/	
証 據	寄附金 バブルコイン	37.41 円 (印)	11.31 円	その他使用 可能な証拠 (的)
物件の所有者	(氏名) [REDACTED]			
使用目的	事務所	事務所		
費 用 科	月額 220,000 円(うち借入金 20,000 円)	総 金	(借入の金額) 20 万円	
管 理 費	円(うち借入金) 円	礼 金	(借入の金額) 200,000 円 (うち借入金) 0 円	
修 繕 費	円(うち借入金) 円	支 払 料	(借入の金額) 0 円 (うち借入金) 0 円	
付属施設料	円(うち借入金) 円	保 険 料	(借入の金額) 0 円 (うち借入金) 0 円	
経 費	円(うち借入金) 円	保 証 金	(借入の金額) 0 円 (うち借入金) 0 円	
供 給 料	月額 15,500 円(うち借入金) 円	保 証 金	(借入の金額) 0 円 (うち借入金) 0 円	
他 収 入	円(うち借入金) 円	支 払 手数料	新築分の 0.5 ヶ月分 (実収金後)	
敷金・保証金の返還時期	本物件の引渡し後	契約更新時期に	3	
保証金の償却	①償却 (うち借入金) 円 (うち借入金) 円	②償却 (うち借入金) 円	円	
契約期間	2023年10月01日 から 2025年09月30日		この 2年 0ヵ月 0日間 (原簿等は、最前項から10日以上経過しなくてはならない。)	
借主の解約権	借約の効力は、借主が解約の入申しをした日から 2 ヶ月の経過をもって発生する。			
登録・管理費・元託費・駐車場及び・雑費・付属施設料の支払方法について支払形態	持参先 持参先 (氏名) [REDACTED]	振込先 [REDACTED]	振込金融機関 (振込銀行と口座番号) 220,000 円	
当月分を毎月 30 日迄に支払うものとする。 滞込の場合は、20日まで毎月分の入金が確認できるものとする。				

[illegible]

本特約の締結を断するが不當の断を構成し、甲乙丙、該介業者はこれに署名捺印したと、甲乙丙を合して1通を保存する。

2		昭和5年9月26日	
姓 名		姓 名・乙	
住 所		〒359-0111 埼玉県蓮田市東6-8-4	
電 話 番 号			
氏 名		孫 伊 久 磨	
乙の遺言保証人・ 丙	〒 (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (居住先)	〒 (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (居住先)	印
保証機関			
(緊急時の連絡先)	〒 (住所) (氏名) (電話番号)	(乙との関係) (電話番号)	
鑑 介 番 号		鑑 介 番 号	
免許番号 受入所 所 在 地 所 在 地 代 表 者	埼玉県甲斐市 (11) 第3401号 埼玉県蓮田市本町3-8 日信土地株式会社 田部井 國人	免許番号 主たる 事務所 所 在 地 代 表 者	
宅 地 建 物 勘 引 士		宅 地 建 物 勘 引 士	
登録番号 氏 名 事務所 所 在 地 電 話	埼玉県甲斐市 日信土地株式会社 埼玉県蓮田市本町3-8 C40-760-2550	登録番号 氏 名 事務所 所 在 地 電 話	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1485

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 21 日	支出額	80,440 円
項目	事務所費	充当額	40,220 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	事務所賃貸料（本町事務所）		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1485

(2/2)

管理番号 1/6-2

こと、政務活動費及びその他の毎月恒例の用途に使用するため1/3の振分とする

小島 信昭

品名	数量	単価	金額
01-05-21 送金			¥50,000
02-05-21 手数料			¥440

キヤッシュサービスご利用明細

増玉リそな銀行

振込先	振込元	振込日	振込額
001			
50851	01-05-21	12-59	
振込	¥50,000		¥440

登録番号 0001

01-05-21 振込

電話番号 048-758-1824

取扱番号 300050

賃貸借契約書(事業用建物普通賃貸借)【更新】

【印面】

(1)賃貸借の目的物

名称	海濱ビル附設事務所				
所在地	〒259-0627 埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目5-12				
用途	事務所(一部)				
戸数	1戸	階数	地上 3 階	地下 0 階	工事完了年
延床面積	187.75 ㎡	専有面積			

(2)事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長小島信明事務所

(3)契約期間

始期	2025 年 05 月 01 日	2 年 0 月 間
終期	2027 年 04 月 30 日	

(4)賃料・管理費・共益費・その他費用及び支払方法

賃料	月額	200,000 円	支払	月 1 回
管理費	月額	50,000 円	支払	月 1 回
共益費	月額	0 円	支払	月 1 回
その他費用	月額	0 円	支払	月 1 回

(5)貸主及び管理費

貸主	住所	〒339-0057 埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目1-1	TEL	048-758-0538
管理費	住所	〒339-0057 埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目1-1	TEL	048-758-0538

(6)借主

氏名	小島 信明	性別	男性	職業	議員
住所	〒339-0057 埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目1-1				
TEL	048-758-1624				

(7)連帯保証人及び保証書

連帯保証人及び保証書	氏名	小島 信明	住所	〒339-0057 埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目1-1	TEL	048-758-0538
保証書	住所	〒339-0057 埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目1-1	TEL	048-758-0538		

(8)特約事項

- ・更新料は借主は、更新料を前払金として前貸主の5ヶ月分前払金に前貸主が支払った額を前貸主へ支払うこと。
- ・更新料の支払いは借主は必ず前貸主に支払ったものと見做すこと。前貸主は、前貸主が支払った額を前貸主へ支払うこととする。
- ・借主は、前貸主が支払った額を前貸主へ支払ったものと見做すこと。前貸主は、前貸主が支払った額を前貸主へ支払うこととする。
- ・前貸主は、前貸主が支払った額を前貸主へ支払ったものと見做すこと。前貸主は、前貸主が支払った額を前貸主へ支払うこととする。

下記貸主(甲)と借主(乙)は、本物件について上記の通り賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書を2通作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年4月2日

貸主(甲) 代理 株式会社 宝来屋不動産商会

氏名

住所

借主(乙)

借主氏名 埼玉県議会自民党議員団

代表者 小島 信明

所在地 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12

TEL

緊急連絡先

(担当者)

氏名

TEL

連帯保証人(丙)

氏名

住所

TEL

【媒介業者】

【事務所所在地】埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目1-1

【商号】(有)宝来屋不動産商会 本社

【代表者】小島 信明

【登録番号】

【氏名】

【更新担当者】

【氏名】